

告示

埼玉県告示第四百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

大城ビル

埼玉県所沢市小手指町一丁目二十六番一、二十六番三、二十六番四

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四四台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四六台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社大創産業外 午前十時から午後九時

（変更後）株式会社大創産業外 午前十時から午後九時

うさぎや株式会社 午前九時から翌午前二時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場一 午前十時から午後九時三十分

（変更後）駐車場一 午前八時三十分から午後十時

駐車場二 午後十時から翌午前二時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 一か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 二か所 位置 図面省略

八 変更年月日

平成二十四年三月二十八日外

二 届出年月日

平成二十四年三月二十七日

二 縦覧期間

平成二十四年四月六日から平成二十四年八月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年四月六日から平成二十四年八月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課